

## 共立女子大学博物館 一般利用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、共立女子大学博物館（以下「博物館」という。）の一般利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (開館・休館)

第2条 博物館の開館および休館は、原則として以下のとおりとする。

(1) 開館：平日 9：30～16：30

(2) 休館：土曜日・日曜日・国民の祝日、本学が定める休日

2 前項にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

3 開館スケジュールについては、博物館ウェブサイトに掲載する。

### (入館手続)

第3条 入館者は、受付で所定の手続きをとるものとする。

2 入館料は、原則として無料とする。

### (団体利用等)

第4条 授業利用等により団体利用を希望する場合は、利用の1か月前までに、別に定める団体利用申請書を提出し、館長の許可を受けなければならない。

### (入館の制限)

第5条 館長は、利用者の妨げになると認められる者の入館を制限することができる。

### (禁止事項)

第6条 館長は、入館者が次の行為をした場合、退去させることができる。

(1) 許可なく展示品の撮影を行うこと。

(2) 博物館の資料または施設設備等を汚損、破損、又は亡失すること。

(3) 館内で喫煙、飲食すること。

(4) その他、他者の利用を妨げること。

### 附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。